

■パートナーシップ制度に係る市の考え方について

市長演述 令和6年第1回（令和6年3月議会）より抜粋

令和6年2月27日

「地域づくり分野」について

（略）

地域づくりであります。パートナーシップ宣誓制度については、国では、令和5年6月に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が制定、施行され、県内自治体でも制度の導入や導入に向けた検討の動きが出てきております。

当市においては、国や県内自治体の動向を注視しつつ、条例による制度の導入に向けた検討を進めており、同性に限らず異性間の事実婚を含むパートナーシップ及びパートナーの家族との関係性を証明するファミリーシップも含めたいと考えております。

制度を条例で定めている自治体は、東北にはないことから、県外の先例地の視察を進めるとともに、現在条例案を策定中であり、本年中の条例制定を目指してまいります。